

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 1 0 月 1 日
津野町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
きこりのスウェーデントーチ	100.00%	○				高知県津野町	1,500	2,400
雨子のアンチョビ 2 瓶	87.18%	○				高知県津野町	1,123	1,100
水出し飲み比べ	96.57%	○				高知県津野町	2,624	2,400
ほうじ茶大福 2 箱	82.32%	○				高知県津野町	2,624	2,560
ほうじ茶大福	82.53%	○				高知県津野町	1,328	1,280
ほうじ茶スイーツ人気セット	87.50%	○				高知県津野町	2,840	2,760
水出しほうじ茶	96.61%	○				高知県津野町	1,328	1,200
ほうじ茶大福と水出しほうじ茶セット	89.44%	○				高知県津野町	2,624	2,480
ほうじ茶ロールケーキ	92.03%	○				高知県津野町	1,544	1,480
3種大福食べ比べセット《化粧箱》	100.00%	○				高知県津野町	2,592	2,328
ほうじ茶生チョコ1箱14個入り	100.00%	○				高知県津野町	1,404	1,100
しいたけ原木 4 本	61.04%	○				高知県津野町	3,850	2,970
濃香スモークナッツ 4袋セット	75.63%	○				高知県津野町	3,200	3,200
濃香スモークピスタチオ 4袋	67.16%	○				高知県津野町	3,520	3,520
濃香スモークチーズ 2袋セット	73.77%	○				高知県津野町	5,200	5,200
特製調味料セット《空ふり玉皿・おみそ》	73.52%	○				高知県津野町	2,870	2,870
濃香スモークピスタチオ 1袋	66.40%	○				高知県津野町	860	860
濃香スモークピスタチオ 10袋	66.40%	○				高知県津野町	8,600	8,600
米みその燻製 2個	73.97%	○				高知県津野町	1,260	1,260
完全天日塩の燻製 1個	69.28%	○				高知県津野町	1,940	1,940
濃香スモークナッツ 1袋	75.00%	○				高知県津野町	780	780
濃香スモークナッツ 10袋	75.00%	○				高知県津野町	7,800	7,800
カンバーニュセット	73.00%	○				高知県津野町	3,000	2,700
バンセット A	73.39%	○				高知県津野町	2,300	2,040
食バンセット	70.23%	○				高知県津野町	2,600	2,580
バウンドケーキセット	58.18%	○				高知県津野町	2,200	2,300
どぶろく竹城 720ml 2本	74.43%	○				高知県津野町	4,270	3,260
どぶろく竹城 720ml 4本	77.69%	○				高知県津野町	8,219	7,920
どぶろく竹城 720ml 1本	71.47%	○				高知県津野町	2,422	1,960
どぶろく竹城 720ml 6本	78.53%	○				高知県津野町	11,300	11,880
F A 高知《黒糖ももパドコール》× 1	60.00%	○				高知県津野町	2,750	1,800
F A 高知《煎箱キット》× 1	59.60%	○				高知県津野町	1,980	1,000

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。
なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式
$$(A - B) \div A$$

算式の符号
A：当該地方団体による返礼品等の調達費用
B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。
※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。